

令和3年3月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和3年3月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和3年3月25日(木) 午後1時30分から午後2時8分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	花野 隆雄	会長代理 :	2 番 :	水澤 正明
委 員 :	3 番 :	忠 貞夫	委 員 :	4 番 :	榎本 太
委 員 :	5 番 :	森田 謙	委 員 :	6 番 :	田村 信秀
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	緒形 文一
委 員 :	9 番 :	馬場 勝	委 員 :	10 番 :	西奈美 公平
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	松村 智
委 員 :	13 番 :	今井 輝子	委 員 :	14 番 :	阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	志村 政美	委 員 :	中条 :	16 番 :	佐藤 隆
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18 番 :	安城 守英
委 員 :	築地 :	19 番 :	白塚 幸二	委 員 :	築地 :	20 番 :	小熊 威
委 員 :	黒川 :	21 番 :	今井 明	委 員 :	黒川 :	22 番 :	小野 金一

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による買受適格証明願いについて

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

第5号議案 胎内市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

第6号議案 胎内市農業委員会事務局職員の任免について

第4 報 告

報告第1号 胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者の
評価結果について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和3年3月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、5番森田謙委員、6番田村信秀委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、2月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>3月2日、苔実地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、川上委員、白塚委員に案件を審査していただきました。</p> <p>3月3日、農家組合長説明会が産業文化会館多目的ホールで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>3月5日、八田地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、阿部委員、志村委員に案件を審査していただきました。</p> <p>3月11日、令和2年度第16回女性の農業委員会活動推進シンポジウムが新潟市東映ホテルで開催され、南波委員が出席してございます。</p> <p>3月17日、胎内市人・農地プラン検討会が市役所2階大会議室で開催され、南波委員、今井輝子委員が出席してございます。</p> <p>3月18日、3月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様は案件を審査していただきました。</p> <p>3月19日、胎内市農業再生協議会幹事会が産業文化会館会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>3月23日、胎内市農業再生協議会総会が産業文化会館会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、住宅建築のための転用が1件、駐車場のための事業計画変更が1件、資材置場のための転用が1件の、計3件であります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域である住吉町地内の休耕畑において、親族である譲渡人から贈与を受けて住宅を建築するための転用で、申請面積は334㎡であります。</p> <p>2番の案件は、都市計画用途地域である住吉町地内の休耕畑において、駐車場のための事業計画変更であります。昭和61年7月に転用許可を受けた案件で、当初住宅建築</p>

	<p>のため転用許可を受け所有権移転登記を行いました。その後駐車場として整備することとなったため、事業計画変更が必要となるものであります。申請面積は 284 ㎡であります。</p> <p>3 番の案件は、羽黒地内の田及び畑において、資材置場のための転用で、3,000 ㎡を超えるため県農業会議の諮問案件であります。</p> <p>申請地は、隣接する譲受人の関連会社の駐車場及び資材置場が手狭となったことにより、資材置場を整備するためであります。</p> <p>申請面積は田が 3,308 ㎡、畑が 2,366 ㎡で合計 5,674.7 ㎡、土地売買価格はそれぞれ異なりますが合計で〇〇円、10a 当たり田が約〇〇円、畑が約〇〇円であります。畑の一部は賃借となり年間約 7,500 円であります。</p> <p>第 1 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、12 番松村智事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 3 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件、駐車場のための事業計画変更が 1 件、資材置場のための転用が 1 件の、計 3 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案の 1 番と 2 番については県農業会議に諮問せずに許可し、3 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可をすることに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案の 1 番と 2 番については県農業会議に諮問せずに許可し、3 番は</p>

	<p>県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による買受適格証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> <p>事務局</p> <p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>この案件は、裁判所による競売農地の買受適格証明に関するものであります。</p> <p>買受適格証明については、裁判所が行う農地の競売に参加するために必要な証明書となります。農地を取得できない者が競売により最高価格での買受人になることを未然に防ぐため、農地法の規定による許可の見込みの者であることを証明するものであります。</p> <p>申請地は、都市計画用途地域である東本町地内の畑で、面積は356㎡、令和2年12月28日新潟地方裁判所において他物件と共に競売に付され、入札期間は令和3年4月5日から4月12日までとなっております。転用目的は分譲住宅用地で、同じく隣接する競売物件の宅地と一体的に整備する計画で、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>また、欄の下に記載しておりますが、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、今回の証明を受けた者が、後日許可の申請書を提出した場合は許可して差し支えないかについても併せて審議していただくようお願いします。この取扱いについては国の通知により定められているもので、実際に申請があった場合に交付時と内容が変わらなければ、再度この総会に諮らなくとも許可できるというものです。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、12番松村智事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、裁判所による競売農地の買受適格証明に関するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では適格であることを証明すると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p>

	<p>第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。 よって、第 2 号議案は、承認することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 この第 3 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。 事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 3 号議案の所有権移転を、ご説明いたします。 議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、八田地内の田について、譲渡人は現在自作しておらず、後継者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。 譲受人は近隣農地を経営し、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。面積は合計 8,431 m²、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>2 番及び 3 番の案件は、苔実地内の田について、譲渡人は現在自作しておらず、後継者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。 譲受人はそれぞれ近隣農地を経営し、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。2 番の面積は合計 4,070 m²、売買価格は総額〇〇円、3 番の面積は合計 4,104 m²、売買価格は総額〇〇円、で、いずれも 10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第 3 号議案の所有権移転の 1 番のあっせん審査結果について、14 番阿部実あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>14 番</p>	<p>第 3 号議案の所有権移転の 1 番についてご報告いたします。 去る 3 月 5 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。 売り手は、現在自作しておらず、農業後継者も居ないことから、農地を売りたいと申し出がありました。 買い手は耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されておりあります。 売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>第3号議案の所有権移転の2番及び3番のあっせん審査結果について、11番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>第3号議案の所有権移転の2番及び3番についてご報告いたします。</p> <p>去る3月2日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在自作しておらず、農業後継者も居ないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>2番及び3番の買い手は耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、12番松村智事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定について審議いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局説明願います。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から42番を、ご説明いたします。</p> <p>この案件は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが4件、使用貸借権を新規に設定するものが2件、賃借権を新規に設定するものが16件、賃借権を再設定するものが17件、使用貸借権を新規に設定するものが1件、使用貸借権を再設定するものが2件の、計42件であります。</p> <p>1番の案件は、農地中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円であります。</p> <p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>2番から4番は、農地中間管理機構と11年間から16年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円から20,000円であります。</p> <p>5番と6番は、農地中間管理機構と11年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。</p> <p>7番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は24,100円であります。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>8番から13番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,500円から23,000円、またはコシヒカリ90kgであります。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>14番から19番は、労力不足により認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は13,000円から30,000円、またはコシヒカリ50kgから85kgであります。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>20番から22番は、労力不足により認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ23kgから70kgであります。</p> <p>23番から25番は、労力不足により認定農業者に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は17,200円から23,700円であります。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>26番から31番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は8,000円から20,000円、またはコシヒカリ50kgから80kgであります。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>32番から37番は、労力不足により認定農業者等に3年間から5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は8,000円から12,000円、またはコシヒカリ70kgであります。</p> <p>議案書11ページをお願いします。</p> <p>38番と39番は、労力不足により認定農業者に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ21kgから70kgであります。</p> <p>40番は、労力不足により5年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。</p> <p>41番と42番は、労力不足により5年間と10年間の使用貸借権を再設定するもので</p>
------------	--

	<p>あります。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から42番は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の1番から42番の事前審査結果について、12番松村智事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から42番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが4件、使用貸借権を新規に設定するものが2件、賃借権を新規に設定するものが15件、賃借権を再設定するものが17件、使用貸借権を新規に設定するものが1件、使用貸借権を再設定するものが2件の、計41件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の1番から42番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から42番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の利用権設定の1番から42番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定の43番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の43番をご説明いたします。</p>

	<p>この案件は、賃借権を新規に設定するものが1件であります。</p> <p>43番は、労力不足により農業者に6年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は15,000円であります。</p> <p>第3号議案の利用権設定の43番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の43番の事前審査結果について、12番松村智事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の43番は、賃借権を新規に設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の43番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の43番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の43番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書12ページをお願いします。</p>

	<p>この案件は、農地パトロールにより耕作放棄地の B 分類と判定された、笹口浜地内の農地であり、現況はいずれも原野化しているため、農地への復元は困難であると考えられ、農地法の対象となる農地ではないものと思われます。</p> <p>第 4 号議案につきましては、いずれの案件も農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の事前審査結果について、12 番松村智事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の耕作放棄地の農地・非農地の判断については、1 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、原野化し、農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会では「非農地」として判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 5 号議案「胎内市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 5 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 13 ページをお願いします。</p> <p>この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業経営基盤強化促進法の改正を踏まえた見直しの他、文言の整理を行うものであります。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。あっせん基準第 3 にある農地利用集積円滑化団体の削除と、14 ページ左側にあります第 4 に認定就農者を追加した他、実態にあわせた文言</p>

議長	<p>の整理が主なものであります。 以上で説明を終わります。</p> <p>ただ今、第5号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第5号議案について、事務局説明のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第5号議案は、承認することに決定いたしました。 次に、第6号議案「胎内市農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第6号議案を説明いたします。 本日お配りした議案書をお願いいたします。 この案件は、先週18日に発表された胎内市職員の人事異動の内示に伴いまして、4月1日付けで異動発令となる農業委員会事務局職員の転出及び転入に関する案件であります。 異動する職員は、農業委員会の職を免ずる者として、健康づくり課へ転出することとなりました平櫛主任であります。 また、同日付けで転入し、農業委員会事務局職員として任命される者は、農林水産課伊藤主任であります。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第6号議案は、人事に関する案件でありますので、質疑を省略し採決します。 第6号議案について、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第6号議案は承認することに決定いたしました。 次に日程第4の報告第1号「胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者の評価結果について」を報告いたします。 事務局説明願います。</p>

事務局	<p>報告第1号をご説明申し上げます。 議案書16ページをお願いします。</p> <p>この報告は、胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程に基づき、農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会が、候補者の評価を行った結果を報告するものであります。</p> <p>評価委員会では、推進委員の募集に対し応募・推薦のあった方について、これまでの活動歴を審査し、併せて推進委員としての欠格事由に該当していないかどうかを確認いたしました。その結果、黒川地区については片野賀津雄さんと今井明さんを候補者にふさわしいと決定いたしました。</p> <p>なお、評価委員会における評価の結果の報告を受けて、農業委員会が推進委員の候補者を決定することとなりますが、その決定は新たな農業委員会が行うため、それまでの間は、この方たちを推進委員の内定者とさせていただきます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で日程第4の報告を終わります。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和3年3月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和3年3月25日

議 長 _____

5 番 _____

6 番 _____